

USPTO、特許諮問委員会（PPAC）定期会合を開催

2018年8月3日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

米国特許商標庁（USPTO）は、8月2日、四半期に一度の特許諮問委員会（PPAC）定期会合を開催¹した。

USPTOのAndrei Iancu長官は、同会合のオープニングスピーチで、特許適格性の問題について今後も引き続き運用の明確化のためのガイダンスを発行していく予定であることや、特許レビュー制度における訂正手続と拡大パネルによる審理手続について、ガイダンスを発行する予定であることなどに言及した。

PPACでは、USPTOから以下のような点が報告された。

- 2018年3月末時点（第2四半期終了時点）での審査の質に関するユーザー認識調査によると、50%のユーザーが満足(Good or Excellent)と回答し、9%のユーザーが不満足 (Poor or Very Poor) と回答（この数字は2016年度、2017年度のものと同様）。
- 特許審査における拒絶査定理由のうち、特許適格性欠如を理由にするものの割合は、2017年6月から2018年4月にかけて約8%であったものの、USPTOが2018年4月半ばにBerkheimerメモを発行²した後、6.6%まで低下（2018年6月時点）。
- 2018年度の当事者系レビュー（IPR）の申請件数は、6月末時点（第3四半期終了時点）で1,117件（2016年度は1,565件、2017年度は1,812件）。
- USPTOは、「2018-2022 USPTO Strategic Plan」の草案を8月中に公表予定。
- USPTOは、「USPTO AI Conference」を、12月5日にアレクサンドリア本庁舎で開催予定。

（以上）

¹ <https://www.uspto.gov/about-us/events/ppac-quarterly-meeting-6>

² USPTOは、特許適格性の判断において、クレームが自然法則、自然現象または抽象的アイデアに向けられている場合、そのクレーム発明が顕著に優れた（significantly more than）要素、すなわち Inventive Concept を有しているときに限り特許適格性ありと判断する。Berkheimerメモでは、審査官がクレーム発明に Inventive Concept がないと判断するためには、その根拠を文献などで明確に示さなければならないと規定した。